

2006 (HIP)

労働安全衛生法関連政省令条項別一覧表

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則
第1章 総 則	1	目 的			
	2	定 義	1	用語の定義	
	3	事業者等の責務			
	4	労働者の責務			
	5	事業者に関する規定の適用			共同企業体—1
第2章 労働災害計画	6	労働災害防止計画の策定			
	7	変 更			
	8	公 表			
	9	勧 告 等			
第3章 安全衛生管理体制	10	総括安全衛生管理者	2	総括安全衛生管理者を選任すべき事業場	安衛則—2, 3 罰則—120①, 122
	10の1 (5)	総括安全衛生管理者			安衛則—3の2 (法(5)の具体的内容)
	11	安全管理者	3	安全管理者を選任すべき事業場	安衛則—4～6 罰則—120①・② 122
	11の1	安全管理者			安衛則—5 (労働大臣の定める研修)
	12	衛生管理者	4	衛生管理者を選任すべき事業場	安衛則—7～12, 62・70, 別表4 罰則—120①・② 122
	12の2	安全衛生推進者 衛生推進者			安衛則—12の2～12の4
	13	産業医	5	産業医を選任すべき事業場	安衛則—13～15 罰則—120①, 122
	14	作業主任者	6	令6—16ボイラー据付工事	安衛則—16, 17, 18 62・別表4 石綿則—19 ボイラー則—24 有機則—19 鉛則—33 四アルキル鉛則—14 特化則—20 高圧則—10 電離則—46 酸欠則—11 罰則—119①, 122
	15	統括安全衛生責任者	7 7の2	統括安全衛生責任者を選任すべき業種等	安衛則—20 罰則—120①, 122

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 3 章 安 全 衛 生 管 理 体 制	15の2	元方安全衛生管理者			安衛則—18の3～18の5, 20	罰則—120①, 122
	15の3	店社安全衛生管理者			安衛則—18の6～18の8, 20	
	16	安全衛生責任者			安衛則—19, 20	罰則—120①, 122
	17	安全委員会	8	安全委員会を設けるべき事業場	安衛則—21, 23, 23の2	罰則—120①, 122
	17の1 (3)	安全委員会の付議事項			安衛則—21 (労働者の危険の防止に関する重要事項) (2, 3号の追加と4, 5号の削除)	
	18	衛生委員会	9	衛生委員会を設けるべき事業場	安衛則—22～23の2	罰則—120①, 122
	18の1 (4)	衛生委員会の付議事項			安衛則—22 (労働者の健康障害防止と健康保持増進) (2, 3, 9, 10号の追加と7号の削除)	
	19	安全衛生委員会			安衛則—23, 23の2	
19の2	労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育			安衛則—24		
第 4 章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	20	(事業者の講ずべき措置等) 機械, 器具その他の設備, 爆発性, 発火性, 引火性の物等, 電気, 熱その他のエネルギー			安衛則—27, 28, 2編1章～5章 ボイラー則—2章2節～4節, 3章3節, 4章, 5章 クレーン則—2章～8章(2・8章1節・3～7章2節) ゴンドラ則—3章	罰則—119①, 122
	21	掘削, 採石, 荷役, 伐木等, 墜落, 土砂等崩壊			安衛則—2編6章～9章	罰則—119①, 122
	22	有害な原材料 ガス, 蒸気, 粉じん, 酸素欠乏空気, 放射線, 騒音, 振動, 健康障害防止, 異常気圧等, 計器監視等			安衛則—3編1章, 2章 有機則—2章～4章, 7章, 8章 鉛則—2章～4章, 7章 四アルキル鉛則—2章 高圧則—2章, 3章, 5章 電離則—2章, 4章 酸欠則—2章, 3章 粉じん則—2章～3章 事務所則—3(2), 5(1), 6, 12	罰則—119①, 122

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 4 章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	23	通路, 床面, 階段等, 換気, 採光, 照明, 保温, 除湿, 休養, 距離等			安衛則—2編10章, 3編3章 ～9章 特化則—37～38の12 高圧則—20 粉じん則—4章～6章 事務所則—2章～4章, 23	罰則—119①, 122
	24	労働者の作業行動				罰則—119①, 122
	25	急迫した危険の措置			安衛則—274の2, 358, 389の7, 8, 642(3) 有機則—27 四アルキル鉛則—20 特化則—23 高圧則—23 電離則—42, 44① 酸欠則—14	罰則—119①, 122
	25の2	爆発, 火災等の救護措置	9の2	政令で定める仕事	安衛則—24の2～24の8	罰則—119①, 120①, 122
	26	労働者の遵守義務			安衛則—29(1), 101(5), 104(2), 110(2), 111(2)	罰則—120①, 122
	27	労働省令への委任				
	28	技術上の指針等の公表等			安衛則—24の2 事業者が定める指針を公表 安衛則—24の9	
	28の2	危険, 有害性の調査			安衛則—24の11	
	29	元方事業者の講ずべき措置等				
	29の2	元方事業者の講ずべき措置等			安衛則—634の2	
	30	特定元方事業者等の講ずべき措置			安衛則—35～40, 635～643の3, 664	罰則—120①, 122
	30の2	製造業における統括管理			安衛則—643の2, 3, 4, 5, 6, 7	
	30の3	建設業の仕事の元方事業者の措置			安衛則—643の8, 9	
	31	注文者の講ずべき措置			安衛則—644～662	罰則—119①, 122

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	31の2	注文者の下請労働者への措置義務	9の3	政令で定める設備	安衛則—662の2 省令で定める特定第二类物質 安衛則—662の3 法で定める作業 安衛則—662の4 注文者(元請)の交付する文書 安衛則—663の2 注文者への申し出	罰則—119①, 122
	31の3	特定作業従事者への措置			安衛則—662の5, 6, 7, 8	
	31の4	違法な指示の禁止				
	32	請負人の講ずべき措置			安衛則—635(2), 637(2), 639(2), 640, 641(2), 642(2)・(3), 662の2, 9, 663, 663の2	罰則—120①, 122
	33	機械等貸与者等の講ずべき措置等	10	政令で定める機械等	安衛則—665~669	罰則—119①, 120①, 122
	34	建築物貸与者の講ずべき措置	11	政令で定める建築物	安衛則—670~678	罰則—119①, 122
	35	重量表示				罰則—119①, 122
	35の2	請負人の措置				
	36	労働省令への委任				
第5章 機械及び有害物に関する規制	37	製造許可	12	特定機械等	ボイラー則—3, 4, 49, 50 クレーン則—3, 4, 53, 54, 94, 95, 138, 139, 172, 173 ゴンドラ則—2, 3	罰則—117, 122
	38	製造時等検査等	12	特定機械等	[構造・製造] ボイラー則—5~8, 51~54 クレーン則—55, 56 ゴンドラ則—4, 5 [溶接] ボイラー則—7, 8, 53, 54 [使用] ボイラー則—12, 13, 57, 58 クレーン則—57, 58 ゴンドラ則—6, 7	罰則—119①, 122

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則
第 5 章 機 械 及 び 有 害 物 に 関 す る 規 制				[落成] ボイラー則—14, 59 クレーン則—6, 7, 97, 98, 141, 142, 175, 176 [検査証] ボイラー則—15, 60 クレーン則—9, 59, 99, 143, 177 ゴンドラ則—8 [変更] ボイラー則—42, 77 クレーン則—45, 46, 86, 87, 130, 131, 164, 165, 198, 199 ゴンドラ則—29, 30 [使用再開] ボイラー則—46, 81 クレーン則—49, 59, 90, 91, 134, 135, 168, 169 ゴンドラ則—33, 34	
	39	検査証の交付等	12	手数料令—3, 別表1 特定機械等	[交付] ボイラー則—5(5), 12(6), 15, 60 クレーン則—9, 59, 99, 143, 177 ゴンドラ則—8 [裏書] ボイラー則—43, 47, 78, 82 クレーン則—47, 51, 88, 92, 132, 136, 166, 170, 200 ゴンドラ則—31, 35 [再交付・書替え] ボイラー則—15(2), 60(2) クレーン則—9, 59, (2) (3), 99(2) (3), 143(2) (3), 177(2)(3) ゴンドラ則—8(2)(3)
			手数料令—1①		

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 5 章 機 械 及 び 有 害 物 に 関 す る 規 制	40	使用等の制限	12	特定機械等	ボイラー則—26, 64 クレーン則—17, 64, 104, 148, 181 ゴンドラ則—11	罰則—119, 120①, 122
	41	検査証の有効期間等	12	特定機械等 手数料令— 3, 別表 1	[有効期間] ボイラー則—37, 72 クレーン則—10, 60, 100, 144, 178 ゴンドラ則— 9 [更 新] ボイラー則38 クレーン則—43, 84, 128, 162 ゴンドラ則—27 [性能検査] ボイラー則—38～40, 73～75 クレーン則—40～42, 81～83, 125～127, 159～161 ゴンドラ則—24～26	
	42	譲渡等の制限 (譲渡, 貸与, 設 置)	13	労働大臣が定め る規格又は安全 装置を具備すべ き機械等	安衛則—26～29 〔労働大臣の定める規格の告 示〕(○内数字は施行令13条の 番号を示す。) ①プレス等安全装置 (昭53— 102号) ②ゴム等のロール機 (昭47— 79号) ③防爆電気機器 (昭44—16号) ④クレーン過負荷防止 (昭47 —81号) ⑤防じんマスク (昭和58—84 号) ⑥防毒マスク (昭和47—83号) ⑦アセチレン発生器 (昭和47 —84号) ⑧ 2 種圧力容器 (平元—66号) ⑨研削盤 (昭46— 8 号) ⑩木材加工用丸のこ (昭和47 —86号)	罰則—119①, 122

労働安全衛生法		安衛法施行令	安全衛生規則他省令	罰則
<p style="text-align: center;">第 5 章</p> <p style="text-align: center;">機 械 及 び 有 害 物 に 関 す る 規 制</p>			<p>⑪手押かんな盤(昭47—87号)</p> <p>⑫動力プレス(昭和52—116号)</p> <p>⑬アセチレン安全器(昭47—88号)</p> <p>⑭自動電撃防止装置(昭和47—143号)</p> <p>⑮⑯⑰⑱絶縁用保護具, 活線作業用装置・器具(昭47—144号)</p> <p>⑲絶縁用防護具(昭和47—145号)</p> <p>⑳フォークリフト(昭47—89号)</p> <p>㉑車両系建設機械(昭47—150号)</p> <p>㉒パイプサポート(昭和56—101号)</p> <p>㉓(22の2) 22の2 鋼管足場用部材(昭56—103号)</p> <p>㉔(22の3) つり足場用つりチェーン(昭56—104号)</p> <p>㉕(22の4) 合板足場板(昭56—105号)</p> <p>㉖㉗小型ボイラー, 小型压力容器(昭50—84号)</p> <p>㉘クレーン(昭51—80号)</p> <p>㉙移動式クレーン(昭51—81号)</p> <p>㉚デリック(昭37—55号)</p> <p>㉛エレベーター(昭37—56号)</p> <p>㉜建設用リフト(昭37—58号)</p> <p>㉝簡易リフト(昭37—57号)</p> <p>㉞再圧室(昭47—147号)</p> <p>㉟潜水器(昭47—148号)</p> <p>㊱エックス線装置(昭47—149号)</p> <p>㊲ガンマ線照射装置(昭50—52号)</p> <p>㊳紡績機械(昭47—90号)</p>	

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 5 章 機 械 及 び 有 害 物 に 関 す る 規 制				㉞㉟㊱簡易ボイラー等（昭50—65号） ㊲保護帽（昭50—66号） ㊳安全帯（昭50—67号） ㊴チェーンソー（昭52—85号） ㊵ショベルローダー（昭53—136号） ㊶フォークローダー（昭53—136号） ㊷ストラドルキャリアー（昭53—137号） ㊸不整地運搬車（平2—69号） ㊹高所作業車（平2—70号）		
	43	譲渡等の制限 （譲渡，貸与，展 示）			安衛則—25	罰則—119①， 122
	43の2	回収命令等			安衛則—27の2	罰則—119②， 122
	44	個別検定	14	個別検定を受け るべき機械等	ボイラー則—84， 90の2	罰則—117， 119①， 120①・③， 122
	44の2	型式検定	14の2	型式検定を受け るべき機械等	検定則—6～17， 別表1～3	罰則—119①， 120 ①～3， 122
	44の3	有効期間等			〔有効期間〕 検定則—10， 11	
	44の4	失 効			検定則—15	
	45	定期自主検査	15	定期自主検査を 行うべき機械等 （※印は，特定 自主検査を行う べき機械等）	※〔動力プレス〕 安衛則—134の3， 135の3 〔シヤー〕（動力により駆動さ れるもの） 安衛則—135 〔遠心機械〕（動力により駆動 されるもの） 安衛則—141 ※〔フォークリフト〕 安衛則—151の21～151の24 〔ショベルローダー， フォー クローダー〕 安衛則—151の31～151の33 〔ストラドルキャリアー〕 安衛則—151の38～151の40	罰則—120， 122

労働安全衛生法		安衛法施行令	安全衛生規則他省令	罰則
第5章 機械及び有害物に関する規制			※〔不整地運搬車〕 安衛則—151の53～151の56 ※〔車両系建設機械〕 安衛則—167～169の2 ※〔高所作業車〕 安衛則—194の19～194の22 〔電気機関車等〕 安衛則—228～231 〔化学設備及び同附属設備〕 安衛則—276 〔乾燥設備及び同附属設備〕 安衛則—299 〔アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置〕 安衛則—317 〔絶縁用保護具〕 安衛則—351 〔ボイラー〕 ボイラー則—32 〔第一種圧力容器〕 ボイラー則—67 〔第二種圧力容器〕 ボイラー則—88 〔小型ボイラー・小型圧力容器〕 ボイラー則—94 〔クレーン〕 クレーン則—34～35, 38 〔移動式クレーン〕 クレーン則—76～77, 79 〔デリック〕 クレーン則—119～120, 123 〔エレベーター〕 クレーン則—154～155, 157 〔建設用リフト〕 クレーン則—192～195 〔簡易リフト〕 クレーン則—208～209, 211 〔ゴンドラ〕 ゴンドラ則—21 〔有機溶剤業務に係る局所排気装置〕 有機則—20, 21	

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 5 章 機 械 及 び 有 害 物 に 関 す る 規 制				〔鉛業務に係る局所排気装置〕 鉛則—35, 36 〔特化物に係る局所排気装置〕 特化則—29～30, 32 電離則—18の5～18の7 〔粉じん作業に係る局所排気装置等〕 粉じん則—17, 18		
	46	製造時等検査代行機関の指定			機関則—2, 3, 4	
	47	製造時等検査の義務等			機関則—5, 9(1)	
	48	業 務 規 定			機関則—6	
	49	業務の休廃止			機関則—7	罰則—121①
	50	事 業 報 告				
	51	検査員の選任及び解任			機関則—8, 9(2)	
	52	役員及び職員の地位				
	53	指定の取消し等				罰則—118
	53の2	性能検査代行機関				
	54	個別検定代行機関			機関則—3章(11～の2)	罰則—118, 121①
	54の2	型式検定代行機関			機関則—3章の2(19の3～19の12)	罰則—118, 121①
	54の3	検 査 業 者			機関則—3章の3(19の13～19の24)	
	54の4	検 査 業 者	15	特定自主検査	機関則—19の22	
	54の5	検 査 業 者			機関則—19の23, 19の24	罰則—118
	54の6	基準不適合による登録取消				罰則—118
	55	製造等の禁止	16	製造禁止される有害物等	特化則—46, 47	罰則—116, 122
	56	製 造 の 許 可	17	製造の許可を受けるべき有害物	特化則—48, 49, 50, 50の2	罰則—117, 119① ・②, 122
	57	表 示 等	18	名称等を表示すべき危険物, 有害物	安衛則—30～31(32, 33 18年12月1日より削除)	罰則—119③, 122

労働安全衛生法			安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則
第5章 機械及び有害物に関する規制	57の2	文書の交付等	18の2	健康障害のおそれのある物質	安衛則—34の2の2～34の2の6, 34の17	罰則—119①, 120①, 122
	57の3	新規化学物質の有害性の調査	18の3, 18の4		安衛則—34の3, 34の4～34の17	罰則—119①, 120①, 122
	57の4	がん, 重度の障害のおそれのある化学物質の障害	18の5	がん原性, 重度の障害	安衛則—34の18, 19, 20, 21	罰則—119, 120
	57の5	国の援助等				
第6章 労働者の就業に当たっての措置	59	安全衛生教育			〔雇入れ時等〕 安衛則—35 〔特別教育〕 安衛則—36, 37, 39, 592の7 〔記録の保存〕 安衛則—38 〔計画等の報告〕 安衛則—40の3 〔特別教育規程〕 ボイラー則—92 クレーン則—21, 67, 107, 183, 222 ゴンドラ則—12 四アルキル鉛則—21 高圧則—11 酸欠則—12 電離則—52の5 粉じん則—22	罰則—119①, 120①, 122
	60	安全衛生教育	19	職長等の教育を行うべき業種	安衛則—40, 40の3	
	60の2	危険または有害な業務に就いている者の教育			安衛則—40の2	
	61	就業制限	20	就業制限に係る業務	安衛則—41・別表3, 42, 62・別表4 ボイラー則—9, 23, 25, 55, 70 クレーン則—22, 68, 108, 221 高圧則—12	罰則—119①・④, 120①, 122
	62	中高年齢者等についての配慮				
63	国の援助			法57の5, 19の3, 71, 71の4, 106		

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 7 章	65	作業環境測定	21	作業環境測定を行 うべき作業場	安衛則—587～589, 590, 591, 592, 592の2, 603, 607, 612 有機則—28 酸欠則—3, 4 鉛則—52 電離則—53～55 石綿則—36 粉じん則—25, 26 特化則—36 事務所則—7, 8	罰則—119①, 120②, 122
	65の2	作業環境測定 の結果の評価等			有機則—28の2～28の4 鉛則—52の2～52の4 特化則—36の2～36の4 石綿則—37 粉じん則—26の2～26の4	
	65の3	作業の管理				
	65の4	作業時間の制限			高圧則—15, 27	罰則—119①, 122
	66	健康診断	22	健康診断を行 うべき有害な業務	〔医師による健診〕 安衛則—43～47 〔特別健診〕 有機則—29, 30の4, 31 鉛則—53 四アルキル鉛則—22, 24, 25(2) 特化則—39 高圧則—38 電離則—56 石綿則—40 〔歯科健診〕 安衛則—48 〔局長の指示による臨時健診〕 安衛則—49 〔労働者の希望する医師によ る健診の証明〕 安衛則—50 〔基署長への結果の報告〕 安衛則—52 有機則—30の3 鉛則—55 四アルキル鉛則—24	罰則—120①・②, 122
健康の 保持 増進 のため の措 置						

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則
第 7 章 健 康 の 保 持 増 進 の た め の 措 置				特化則—41 高圧則—40 電離則—58 石綿則—43	
	66の2	自発的健康診断の結果の提出		安衛則—50の2～4	
	66の3	健康診断の結果の記録		安衛則—54 有機則—30 鉛則—54 四アルキル鉛則—23 特化則—40 高圧則—39 電離則—57 石綿則—41	罰則—120, 122
	66の4	医師等からの意見の聴取		安衛則—51の2 有機則—30の2, 31 鉛則—54の2 四アルキル鉛則—23の2 特化則—40の2 高圧則—39の2 電離則—57の2 石綿則—42	
	66の5	健康診断実施後の措置		鉛則—57 四アルキル鉛則—26 電離則—59 則—51の3	
	66の6	健康診断の結果の通知		安衛則—51の4 一般健診, 特殊健診の結果の通知 有機則—30の2の2 鉛則—54の3 四アルキル鉛則—23の3 特化則—40の3 高圧則—39の3 電離則—57の3 石綿則—42の2 じん肺則—22の2	罰則—120, 122
	66の7	保健指導等			
	66の8	面接指導等 (時間外労働月 100時間超え, 疲労の蓄積認め		安衛則—52の2 対象要件 52の3 実施方法 52の4 指導における確認事項	

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 7 章 健康 の 保 持 増 進 の た め の 措 置		られる者)			52の5 労働者の希望する医師による面接指導の証明 52の6 結果の記録の作成 52の7 結果についての医師からの意見聴取	
	66の9	面接指導等 (66の8対象以外の者, 努力規定)			安衛則—52の8 必要な措置の実施	
	67	健康管理手帳	23	健康管理手帳を交付する業務	[交付要件] 安衛則—53 [受診の勧告] 安衛則—55, 56 [手帳の提出等] 安衛則—53~60	
	68	病者の就業制限			安衛則—61 鉛則—57 四アルキル鉛則—26 高圧則—41	罰則—119①, 122
	69	健康教育等				
	70	健康の保持増進のための措置				
	70の2	健康の保持増進のための指針の公表			安衛則—61の2	
第 7 章 の 2 形 成 適 な 職 場 環 境 の 措 置	71	国の援助				
	71の2	事業者の講ずる措置				
	71の3	快適な職場環境の形成のための指針の公表等			安衛則—61の3	
第 8 章 免 許 等	71の4	国の援助			安衛則—16の3	
	72	免 許			[資 格] 安衛則—62, 別表4 ボイラー則—97, 104, 113, 119 クレーン則—223,	

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則
第 8 章 免 許 等				229 (移動式), 235 (デリック) 高圧則—47, 52 電離則—48, 52の4 [免許証の交付] 安衛則—62の2 [条件付免許] ボイラー則—99, 106 クレーン則—225, 231 [申請手続] 安衛則—63 [様 式] 安衛則—62の2 [免許欠格事項] 安衛則—64 ボイラー則—98, 105, 114, 119 (2) クレーン則—224, 230, 236 高圧則—48, 53 電離則—49, 52の4の2 [再交付, 書替え] 安衛則—67	
	73	有効期間	手数料令—1①	ボイラー則—107(1)~(3)	
	74	免許の取消し等		安衛則—66, 68 ボイラー則—119(2)	
	75	免許試験	手数料令—5(1)~(4)	[試験区分] 安衛則—69 14号 クレーン・デリック 運転士免許試験 [教習] 安衛則—73~77 クレーン則—240~243 [免許資格] 安衛則—70, 別表5 ボイラー則—111, 117 クレーン則—227, 233, 238 電離則—51, 52の4の4 [免許試験] 安衛則—70~72, 別表5	

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則
第 8 章 免 許 等				ボイラー則—101～103, 109 ～112, 115～118. クレーン則—226, 228, 232, 234, 237, 239 高圧則—49～51, 54, 55 電離則—50, 52, 52の4の 3, 52の4の5	
	75の2	指定試験機関の 指定		機関則—19の25, 19の26	
	75の3	指 定 基 準			
	75の4	役員の選任及び 解任		機関則—19の28	
	75の5	免 許 試 験 員		機関則—19の29, 19の30	
	75の6	試験事務規程	手数料令—7	機関則—19の31, 19の32, 19 の33	
	75の7	事業計画の認可 等			
	75の8	秘密保持義務等			罰則—117, 122
	75の9	監 督 命 令			
	75の10	試験事務の休廃 止		機関則—19の36	罰則—121(1)
	75の11	指定の取消し等			罰則—118
	75の12	都道府県労働基 準局長による免 許試験の実施		機関則—19の37	
76	技 能 講 習	[手数料] 手数料令—2	[講習区分] 法別表18の19号廃止削除 安衛則—78～83, 別表 6 有機則—37 ボイラー則—120～124 クレーン則—244～248 鉛則—60 四アルキル鉛則—27 (技能 講習) 特化則—51 (技能講習) 酸欠則—26～28 5, 6を削除, 5 (地山の掘削 及び土止め支保工技能講 習)		
77	指定教習機関	手数料令—1④	機関則—20～25	罰則—118	

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第9章 安全衛生改善計画等	78	安全衛生改善計画の作成の指示等			安衛則—84	
	79	安全衛生改善計画の遵守			安衛則—84	
	80	安全衛生診断				
	81	業務				
	82	労働安全コンサルタント試験		手数料令—6⑤	コンサルタント則—1～9	
	83	労働衛生コンサルタント試験		手数料令—6⑤	コンサルタント則—2, 6～15	
	84	登 録		手数料令—1⑤	コンサルタント則—16～19, 21, 22	
	85	登録の取消し			コンサルタント則—20, 20の2	
第10章 監 督 等	86	義務				罰則—117, 122
	87	日本労働安全衛生コンサルタント会				罰則—120①, 122
	88	計画の届出等	24	計画の届出をすべき業種	〔計画の届出等〕 安衛則—85～89, 別表7 ボイラー則—10, 41, 56, 76 クレーン則—5, 44, 85, 96, 129, 140, 163, 174, 197 ゴンドラ則—10, 28 〔大規模の仕事〕 安衛則—89の2, 91 〔省令の仕事〕 安衛則—90, 92 〔有資格者の参画〕 安衛則—92の2, 3 〔届出不要〕 安衛則—84の2, 89	罰則—119②, 120①, 122
88 1項 但書	計画届出の免除			安衛則—24の2 (OSHMS) 87 (リスクアセスメント OSHMS) 87の2 認定の単位 87の3 欠格事項 87の4 認定の基準		

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰則
第 10 章				87の5 認定の申請 手続 87の6 認定の更新 87の7 認定事業場 の措置実施 状況報告書 87の8 措置の停止 届出 87の9 認定の取消 し 87の10 建設業の事 業単位（支 店等）	
	89	労働大臣の審査 等		安衛則—93, 94	罰則—119①, 122
監	89の2	都道府県労働基 準局長の審査等		安衛則—94の2, 3, 4	
	90	労働基準監督署 長及び労働基準 監督官		安衛則—95（1）,（2）	
	91 92	労働基準監督官 の権限		安衛則—95	罰則—120④, 122
督	93 94	産業安全専門官 及び労働衛生専 門官の権限			罰則—120④, 122
	95	労働衛生指導医		安衛則—95の2	
等	96	労働大臣等の権 限		安衛則—95の3	罰則—120④, 121②, 122
	97	労働者の申告		罰則—119①, 122	罰則—119①, 122
	98	使用停止命令等			罰則—119②, 120②, 122
	99				罰則—119②, 120②, 122
	99の2	講習の指示		安衛則—95-4	
	99の3			安衛則—95の5	
	100	報告等		[事業者等の報告] 安衛則—2(2), 4(2), 7(2), 13(2), 40の3, 52, 96~98, 664	罰則—120⑤, 121③, 122

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 10 章 監 督 等				ボイラー則—4, 11, 24(3), 45, 49, 50, 80, 91 クレーン則—4, 11, 48, 54, 61, 89, 95, 101, 133, 139, 145, 167, 173, 202 ゴンドラ則—3, 32 有機則—4(3), 30の3, 31(4) 鉛則—4(3), 55 四アルキル鉛則—24 特化則—6(4), 41, 53 高圧則—40 電離則—43, 44(2), 58, 61 の2 酸化則—29 コンサルタント則—19, 21 [検査業者] 機関則—19の19, 19の21 [検定代行機関] 機関則—9 [検定代行機関] 機関則—18, 19の10 [指定試験機関] 機関則—19の34 [指定教習機関] 機関則—25		
	101	法令の周知			安衛則—23 (委員会の議事を 労働者へ周知)	罰則—120①, 122
	102	ガス工作物等設 置者の義務	25	政令で定める工 作物		
第 11 章 雑 則	103	書類の保存等		[保 存] 安衛則—23(2), 24の3(3), 38, 51, 135の2, 141(3), 151の23, 151の33, 151の 40, 151の55, 154, 169, 194の21, 231, 276(4), 299(3), 317(4), 351(4), 379, 381, 382の2, 389の 11(2), 399, 590, 591(2), 592(2), 603(2), 607(2), 612(2)	罰則—120①・⑥, 121④, 122	

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則	
第 11 章 則				ボイラー則—32(3), 67(3), 88(3), 94(3) クレーン則—23(3), 38, 79, 109(3), 123, 157, 195, 211 ゴンドラ則—21(3) 有機則—21, 28(3), 28の2, 30 鉛則—36, 52(2), 52の2, 54 四アルキル鉛則—23 特化則—32, 34の2, 36(2), 38の4, 40 高圧則—20の2, 22(2), 34(3), 39, 44(2), 45(2) 電離則—9(2), 18の7, 45(1), 54(1), 55, 57 酸欠則—3(2) 事務所則—7(2), 9 粉じん則—18, 20, 26(3) [検査代行機関] 機関則—1の10, 10 [検定代行機関] 機関則—19, 19の11 [検査業者] 機関則—19の20 [指定試験機関] 機関則—19の35 [指定教習機関] 機関則—24 [コンサルタント] コンサルタント則—22		
	104	健康診断に関する秘密の保持				罰則—119①, 122
	106	国の援助				
	107	労働大臣の援助				
	108	研究開発の推進等				
	108の2	疫学的調査等			安衛則—98の2	罰則—119①, 122
	109	地方公共団体との連携				

労働安全衛生法		安衛法施行令		安全衛生規則他省令	罰 則
第 11 章 雑 則	110	許可等の条件		ボイラー則—99, 106 クレーン則—225, 231	
	111	不服申立て			
	112	手 数 料	手数料令—1~7, 別表1~3		
	112の2	公 示		機関則—1の11, 10の2, 19の 2, 19の12, 19の38	
	113	経 過 措 置			
	114	鉱山等に関する 特例			
	115	適 用 除 外			
第 12 章 罰 則	116 く 122	罰 則			116条—3年以下 の懲役又は 300万円以 下の罰金 117条—1年以下 の懲役又は 100万円以 下の罰金 118条—1年以下 の懲役又は 100万円以 下の罰金 119条—6月以下 の懲役又は 50万円以下 の罰金 120条—50万円以 下の罰金 121条—50万円以 下の罰金 122条—両罰規規 定50万円以 下の罰金